



解説

IFRS第9号(金融資産の分類と測定)について

国際会計基準審議会 (IASB) 理事 やまだ たつみ 山田 辰己

はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2009年11月に、国際会計基準 (IAS) 第39号 (金融商品：認識及び測定) の分類及び測定に関する部分を改訂する国際財務報告基準 (IFRS) 第9号 (金融商品) を公表した。本稿では、この内容を説明する。

なお、意見に及ぶ部分は、筆者の個人的見解であり、IASBの見解ではない点にご留意いただきたい。

1 IFRS第9号の特徴と概要

金融資産の分類と測定を扱うIFRS第9号は、2009年11月に公表された。IFRS第9号は、IAS第39号で規定している認識及び測定に関する基準の簡素化を目指している3つのプロジェクトの最初のものである¹。

IFRS第9号の構成は、次頁の図表1に示すとおりである。その特徴は、概略、次のとおりである。

(a) 今回の改訂は、金融資産のみを対象としている (金融負債に対し

ては、依然としてIAS第39号が適用される)。

(b) 中心となる規定は、第4章の分類と第5章の測定である。

(c) 分類では、金融商品会計基準の簡素化を図るため、IAS第39号の4つの区分 (満期保有、売買目的、売却可能及び貸付金及び債権) を2区分 (償却原価と公正価値) に変更している。また、この区分の選定には、企業が採用しているビジネス・モデルを反映するという思想があり、償却原価区分の選択は、金融資産の種類ごとには行うことができない。このほか、償却原価区分に対しては、いわゆる公正価値オプション (償却原価で測定されている金融資産に対して、会計上のミスマッチを解消するために、公正価値で測定し、その変動を包括利益計算書で認識するという測定方法を任意に選択することができる) の選択が認められている。さらに、ビジネス・モデルが変更されたときには、区分間の再分類が許容されている。

(d) 測定では、償却原価と公正価値

の2つの測定方法のいずれかが適用される。なお、公正価値による測定には、日本の持合株式のように、保有先企業との良好な関係を構築する目的などで保有している持分金融商品については、公正価値測定の例外として、公正価値で測定するものの、その変動を企業の選択で、その他の包括利益 (OCI) で認識するという選択肢 (OCI区分) がある。

図表1の第6章及び第7章から分かるように、現在、IAS第32号 (金融商品：表示)、IAS第39号及びIFRS第7号 (金融商品：開示) に分かれている金融商品に関する会計基準は、最終的には、IFRS第9号にまとめられる予定である。また、現在進められている認識の中止プロジェクトの成果も、第3章の中にまとめられる予定である。

以下では、IFRS第9号の構成の順序に従って、その内容を解説する。なお、IFRS第9号の概要を図表2にまとめているので、参照されたい。

【図表 1】IFRS第9号の構成

第1章 目的
 第2章 範囲
 第3章 認識及び認識の中止
 3.1 金融資産の当初認識
 第4章 分類
 ・ 損益を通して公正価値で測定する金融資産に指定するオプション（公正価値オプション）
 ・ 組込みデリバティブ
 ・ 再分類
 第5章 測定
 5.1 金融資産の当初測定
 5.2 金融資産の当初認識後の測定
 5.3 再分類
 5.4 損益
 第6章 ヘッジ会計（今回は該当なし）
 第7章 開示（今回は該当なし）
 第8章 発効日及び経過措置
 8.1 発効日
 8.2 経過措置
 付録 A 定義
 B 適用ガイダンス
 C 他のIFRSの改訂（別冊）
 IFRS第9号のIASBによる承認
 他のIFRSのガイダンスの改訂
 結論の背景（他のIFRSの結論の背景の改訂を含む）
 （注）IFRSとしての権威があるのは、第1章から第8章まで及び3つの付録である。

について規定されている。企業は、金融商品の契約条項の当事者となったときにのみ財政状態計算書で金融資産を認識しなければならないとされ、当初認識時の分類に当たっては、第4章の規定（償却原価区分又は公正価値区分及び公正価値オプションの区分のいずれかを選択する）を、当初測定については、第5章の「金融資産の当初測定」の規定を参照しなければならないとされている。当初認識時の測定では、「損益を通して公正価値で測定する金融資産」は、公正価値で当初測定される（取引費用は発生時の収益として認識される）。しかし、それ以外の金融資産（償却原価で測定される金融資産及び公正価値の変動がその他包括利益(OCI)で認識される持分金融商品）の場合には、公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定される。

4 分類

第4章では、①金融資産を管理する企業のビジネス・モデル及び②金融資産の契約キャッシュ・フローの特徴の2点の相違に基づき、金融資産を、当初認識時以降に償却原価で測定されるものと公正価値で測定されるものに分類することが求められている。分類に関する規定では、償却原価で測定する金融資産（例えば、債券や貸付金などの債権が該当する可能性がある）に該当するための適格要件が示され、それを満たした金融資産は償却原価区分に分類しなければならない、それに該当しない金融資産（例えば、持分金融商品、デリバティブ及びその他の複合金融資産など）は、すべて公正価値区分に分

2 目的及び範囲

第1章では、IFRS第9号の目的は、金融資産に関する会計処理の原則を規定することであるとされている。また、第2章では、IFRS第9号の範囲に含まれる資産は、IAS第39号の対象範囲に含まれているすべての資産であるとされている。

このように、2009年7月の公開草案（分類及び測定）では、金融資産及び金融負債の双方が範囲に含めら

れていたが、最終的には、金融負債は、IFRS第9号の範囲から除外されているⁱⁱ。この結果、金融負債には、引き続きIAS第39号が適用されることになる。しかし、IASBは、一連の金融商品会計基準の見直しが完成する2010年末までには、金融負債の分類及び測定についても改訂を行う予定である。

3 認識及び認識の中止

第3章では、金融資産の当初認識

【図表 2】IFRS第9号の概要

	償却原価区分	公正価値区分
当初認識時	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融資産を、償却原価で測定するものと、公正価値で測定するものに分類しなければならない。 ② 分類は、経営者の意思ではなく、採用されているビジネス・モデルに基づいて行う。 ③ ビジネス・モデルは、1企業に複数存在し得る（例えば、金融機関におけるバンキング活動とトレーディング活動）。 	
適格要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業のビジネス・モデルが、契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有するものであること（企業に関する要件）。 ② 金融資産の契約条件が、ある特定日に、元本及び元本残高に対する金利の支払いのみからなるキャッシュ・フローを生じさせるものであること（保有される金融資産に関する要件）。 したがって、デリバティブや持分金融商品を償却原価区分とすることはできない。	償却原価区分に該当しない金融資産（例えば、デリバティブ、持分金融商品など）に適用。
罰則規定	保有されている金融資産は、すべてが満期まで保有される必要はない（中途売却が可能）。しかし、売買が「頻繁ではない」といえない程度に行われる場合には、そのような売却が、契約キャッシュ・フローの回収という目的と合致するかどうかについて検討が必要。	N/A
公正価値オプション	会計上のミスマッチが存在する場合にのみ適用できる。	N/A
組込みデリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> ① ホスト契約がIFRS第9号の範囲内の金融商品である場合、複合金融商品は分離せず、償却原価を適用するかどうかの判断は、複合金融商品全体に対して行う。複合金融商品全体が、適格要件を満たせば償却原価区分に分類され（例えば、金利キャップ、フロア又はカラーのついた金融商品）、満たさない場合には公正価値区分に分類される。 ② ホスト契約がIFRS第9号の範囲内の金融商品でない場合には、IAS第39号の分離規準を用いて、組込みデリバティブをホスト契約から分離すべきかどうかを決定しなければならない。組込みデリバティブが分離される場合、組込みデリバティブが資産となる場合にはIFRS第9号の分類規定を適用して、償却原価区分又は公正価値区分に分類し、組込みデリバティブが負債となる場合にはIAS第39号を適用する。ホスト契約には適切な他のIFRSが適用される。 	
再分類	<ul style="list-style-type: none"> ① ビジネス・モデルに変更があった場合には、公正価値区分に振り替えなければならない。 ② 再分類日に金融資産は公正価値で測定され、簿価と公正価値との差額は、当期純利益の独立した項目として表示。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ビジネス・モデルに変更があった場合には、償却原価区分に振り替えなければならない。 ② 再分類日の公正価値が当該金融資産の新たな簿価となる。 ③ OCI区分の認識を選択した場合には、当期純利益で認識する区分への変更はできない。
当初測定	公正価値に取引費用を加算した金額。	<ul style="list-style-type: none"> ① 公正価値の変動を当期純利益で認識する金融資産の場合には、公正価値（取引費用は費目処理）。 ② 公正価値の変動をOCIで認識する持分金融商品の場合には、公正価値に取引費用を加算した金額。
当初認識時以降の測定（当期純利益又はOCI）	<ul style="list-style-type: none"> ① 償却原価で測定。減損会計の適用あり。 ② 償却原価計算による損益は当期純利益で認識。 ③ 減損も当期純利益で認識。 ④ 認識の中止に伴う損益も当期純利益で認識。 ⑤ 償却原価区分から公正価値区分への再分類による損益も当期純利益で認識。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 公正価値による測定（減損会計の適用はない）。 ② 公正価値の変動は当期純利益で認識。 ③ OCI区分を選択した持分金融商品に関連する公正価値の変動はOCIで認識。一方、これらに対する受取配当金は当期純利益で認識。 ④ OCI区分の持分金融商品の売却損益の実現時点でのリサイクリングの禁止（売却損益は当期純利益では認識できないが、資本の部の中でOCI未処分利益から剰余金へ振り替えることができる）。
OCI区分の選択	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ① 売買目的で保有する以外の持分金融商品を対象に、当初認識時の企業の取消不能な選択として、公正価値の変動をOCIで認識するという会計処理を、1株単位で選択が可能（同一銘柄内の一部だけの選択が可能）。 ② 損益の認識については「当初認識時以降の測定」を参照。
持分金融商品の取得原価測定の例外	N/A	非市場持分金融商品を取得原価で当初認識時以降測定するというIAS第39号にある例外的な規定を削除する。したがって、持分金融商品はすべて公正価値で測定される。ただし、限定された状況下では、取得原価を公正価値の適切な見積りとして利用できる場合がある。

類されなければならない。

(a) 当初認識時以降償却原価で測定される金融資産

次の2つの適格要件を満たした金融資産は、償却原価で測定されなければならない。

- (i) 企業のビジネス・モデルが、契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有するものであること。
- (ii) 金融資産の契約条件が、ある特定日に、元本及び元本残高に対する金利の支払いのみからなるキャッシュ・フローを生じるものであること。

第1の要件は、金融資産を保有する企業自身に関する要件であり、第2の要件は、保有されている金融資産に関する要件である。企業が、契約キャッシュ・フローを受領することを目的とするビジネス・モデルを有しているかどうかをまず評価され、それを有している場合には、そのビジネス・モデルの下で保有されている金融資産の特徴が吟味されることになる。そして、両方の条件を満たして初めて、償却原価区分を用いることが可能となる。次に、上記の2つの条件をさらに検討する。

(b) ビジネス・モデル

第1の要件は、企業のビジネス・モデルが、金融資産から生じる契約キャッシュ・フローを回収することを目的とするモデルであることを求めている。したがって、その保有目的が、公正価値の変動（いわゆるキャッシュ・ゲイン）を実現するために金融資産を満期前に売買するものである場合には、このビジネス・モデルの要件を満たさない。また、ビジネス・モデルは、経営者の意図を意味するのではなく、企業の実際の活

動実態が契約キャッシュ・フローの回収を行っている必要がある。そのため、償却原価区分の選択は、金融資産の種類ごとには選択できない（償却原価区分の採用が適格なビジネス・モデル内の金融資産すべてに償却原価が適用される）。また、同一企業内に複数のビジネス・モデルが存在することが許容されている。さらに、従来存在していた「満期保有投資」区分とは異なり、このモデルの下で保有されている金融資産は、すべてが満期まで保有される必要はない³⁾。例えば、デュレーション調整のために入替えを行うような取引は、ある一定の頻度内で認められる（頻度が高くなるとトレーディング目的での保有と判断されることがあり得る）。また、1つの企業に複数のビジネス・モデルが存在することがあり（例えば、金融機関におけるバンキング活動とトレーディング活動）、その場合には、ビジネス・モデルごとに償却原価区分又は公正価値区分を採用することが可能である。

なお、日本の金融機関が預金として預かった資金の運用先として国債を購入している場合があるが、その保有目的が、預金利息の支払いに充てるために、国債の金利収入を利用するというビジネス・モデルであれば、償却原価区分の適用が可能だと思われる。

(c) キャッシュ・フローの特徴

第2の要件は、保有されている金融資産が有していなければならない要件である。第1の要件が満たされた場合に、初めてそのモデル内で保有されている金融資産に対して、この要件が検討されることになる。

ここでは、金融資産からもたらされるキャッシュ・フローが、元本の

返済と金利の支払いのみから構成されていることが求められている。さらに、ここでいう「金利」に該当するためには、金融資産の契約条件において、①元金の返済期日が特定されており、②支払われる金利が、ある特定期間の元本残高に対する貨幣の時間的価値及び信用リスクの対価のみから構成されていることが求められる。この2つ以外の要素が金利に含まれている場合には、第2の要件で規定する金利には該当せず、したがって、当該金融資産を償却原価区分に含めることはできない。例えば、金利として受け取るキャッシュ・フローの中に、オプションの売建てによるオプション料が含まれている場合には、貨幣の時間的価値及び信用リスクの対価以外の対価が含まれているため、第2の要件を満たさない。

IFRS第9号には、この点を理解するためのいくつかの具体的な例が示されている。

仕組債が、第2の要件を満たしているかどうかを決定するためには、「透過（look through）アプローチ」を適用する。このアプローチでは、仕組債を保有する企業は、仕組債の基となる金融商品のプールを分析し、その中でキャッシュ・フローを生み出す資産を識別する必要がある。そして、当該資産が生み出すキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する金利の支払いのみからなる場合には、仕組債を償却原価区分とすることができ、そうでなければ、仕組債は公正価値区分に分類される。

また、ノンリコース条件の金融資産は、ノンリコースだというだけで、第2の要件を満たさないとはいえないとされている。対象となっている

ノンリコースの金融資産に透過アプローチを適用し、当該金融資産を構成する金融商品のプールの中でキャッシュ・フローを生み出している資産のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する金利の支払いのみからなる場合には、ノンリコース金融資産を償却原価区分とすることができる。

同様に、公開草案では、発生損失を表象する割引価格で購入された金融資産は、償却原価区分とすることはできないとされていたが、IFRS第9号では、そのような状況であるというだけでは、償却原価区分にすることができないということにはならないとしている。

このほか、金利の支払いに優劣のある金融資産（シニア・トランシェ及びメザニン又はイクイティ・トランシェ）では、当該金融資産の基となる金融商品のプールの契約キャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する金利の支払いのみからなり、あるトランシェの信用リスクが、基となる金融商品のプールがさらされている信用リスクと同じか、それ以下である場合には、当該トランシェは、契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する金利の支払いのみからなると判断され、償却原価区分とすることができる。

(d) 公正価値オプション (FVO)

本来であれば償却原価で測定される金融資産を、当初認識時に、損益を通して公正価値で測定する金融資産として指定することが、IFRS第9号の下でも引き続き認められる。ただ、IAS第39号に比べると、FVOを採用できる場合が、「FVOの指定が測定又は認識の不整合（会計上のミスマッチ）を解消又は大きく減少

させるものである場合」のみに縮小されている（IAS第39号では、金融資産及び金融負債を公正価値で管理する必要性からFVOを採用することも認められていた）。

(e) 組込みデリバティブ

複合金融商品（hybrid instrument）に含まれる組込みデリバティブの取扱いは、次のとおりである。

- ・ ホスト契約がIFRS第9号の範囲内の金融商品である場合、複合金融商品に含まれる組込みデリバティブは分離せず、償却原価を適用するかどうかの判断は、複合金融商品全体に対して適用しなければならない。したがって、複合金融商品全体が、償却原価区分適用のための2つの要件（ビジネス・モデルが契約キャッシュ・フローの回収を目的として管理され、保有金融資産が元本及び元本残高に対する金利の支払いのみからなるキャッシュ・フローを生じさせるものであること）を満たす場合には、償却原価カテゴリーに分類され（例えば、金利キャップ、フロア又はカラーの付いた金融商品）、満たさない場合には、公正価値カテゴリーに分類される。
- ・ ホスト契約がIFRS第9号の範囲内の金融商品でない場合には、現行IAS第39号の分離規準を用いて、組込みデリバティブをホスト契約から分離すべきかどうかを決定しなければならない。組込みデリバティブが資産となるときには、IFRS第9号が適用され、それ以外の場合には、IAS第39号が適用される。また、ホスト契約に対しては、他の適切なIFRSが適用される。

5 再分類

金融資産の分類は、それらを管理する企業のビジネス・モデルに基づいて行われるが、非常にまれではあるが、企業のビジネス・モデルは変わり得る。例えば、ビジネス・モデルが、契約キャッシュ・フローの回収というモデルからキャピタル・ゲインを含めた保有金融商品のポートフォリオの利益の極大化というモデルに変わるような場合である。このような場合には、再分類を行わなければならないとされている。

再分類の会計処理については、第5章に規定があり、次のように会計処理することとされている。なお、この取扱いは、再分類日から将来に向かって適用されることとされている（遡及適用はされない）。

(a) 償却原価区分から公正価値区分に再分類される場合には、再分類日に当該金融資産は公正価値で測定され、簿価と公正価値との差額は、包括利益計算書上、当期純利益の中の独立した項目として表示される。

(b) 公正価値区分から償却原価区分に再分類される場合には、再分類日の公正価値が当該金融資産の新たな簿価となる。

また、これに伴い、IFRS第7号（金融商品：開示）が改訂され、次の開示が求められている。

(a) 再分類を行った場合には、①再分類日、②ビジネス・モデル変更の詳細な説明及びそれが財務諸表に与える影響の質的な記述、及び、③それぞれの区分から又はそれぞれの区分へ振り替えられた金額。

(b) 再分類後、償却原価区分とされ

た金融資産については、認識の中止が行われるまでの間、①再分類日に決定された実効金利及び、②認識された受取金利又は支払金利の金額。

(c) 前年度末から償却原価区分に再分類されている金融資産に対しては、①当期末の公正価値及び②再分類されなかったと仮定した場合に、当期純利益で認識されていたであろう公正価値の変動損益。

6 金融資産の当初認識後の測定

金融資産の当初認識時の測定については既に触れているので、ここでは、第5章のうち、金融資産の当初認識後の測定に関してのみ解説する。

- (a) 償却原価区分に分類された金融資産の当初認識後の測定は、償却原価に基づいて行われ、さらに減損会計が適用される。
- (b) 公正価値区分に分類された金融資産の当初認識後の測定は、公正価値で行われる（減損会計の適用はない）。
- (c) ヘッジ対象として指定された金融資産に対しては、ヘッジ会計の規定が適用される。

7 損益及びOCI

第5章では、償却原価区分及び公正価値区分のそれぞれに分けて、損益をどのように認識するかについての規定がある。

(a) 公正価値で測定され、ヘッジ会計の対象でない金融資産に関する損益は、原則として、当期純利益で認識される。この原則の例外として、OCIで損益を表示することを選択した持分金融商品に関する

損益は、OCIで表示されるという取扱いがある。

(b) 償却原価で測定され、ヘッジ会計の対象でない金融資産に関する損益は、①当該金融資産の認識の中止が行われたとき、②減損したとき、③償却原価区分から公正価値区分に再分類されたとき、及び④償却原価計算過程を通じて、当期純利益で認識される。

8 持分金融商品に関するOCI認識の例外

第5章には、持分金融商品の公正価値測定・当期純利益での認識に対する例外規定がある。それは、当初認識時に、持分金融商品が売買目的で保有されている場合を除き、企業は、取消不能な選択として、持分金融商品のそれ以後の公正価値の変動をOCIで表示する会計処理を採用することができるというものである。この会計処理を選択した場合には、公正価値の変動はOCIで認識され、その後、売却を行った場合でも、OCIで認識されていた損益が当期純利益に振り替えられることはない（リサイクリングの禁止）。ただし、売却時に、資本の部の中で、OCIから未処分利益剰余金に振り替えることは可能である。また、OCIで損益を認識する会計処理を選択した持分金融商品に関する受取配当金は、その権利が確定した時点で、当期純利益で認識しなければならない。

この取扱いは、日本やアジア諸国に比較的多い戦略投資を対象とした規定である。規定内容から分かるように、OCI区分の選択は、企業の任意であり、選択のための条件としては、売買目的で保有されていないという条件だけが課されている。また、

この選択は、同一銘柄の一部分についても選択することができるため（銘柄ごとの制限はない）、理論的には、1株単位で行うことができる。なお、公正価値の変動をすべてOCIで認識することとしているが、減損会計は適用されない。公正価値の変動は、すべてOCIで認識することが要求されるが、さらに、ある一定要件を満たした損益を「減損」として当期純利益で認識するといった処理は要求されていない。

9 非上場持分金融商品に対する原価測定の例外

IFRS第9号には、非上場持分金融商品に対する原価測定の例外がなく、持分金融商品は、すべて公正価値で測定することが要求されている。ただし、適用ガイダンスの中に、限定された状況下では、原価が公正価値の適切な見積りとして利用できる場合があることを示すガイダンスが示されている（B5.5）。そこでは、公正価値を決定するための直近の十分な情報が入手できない場合、又は、公正価値の測定値に大きな幅があり、原価が当該レンジ内の公正価値の最良の見積りを表している場合には、原価を公正価値の見積りとして利用できることが示されている。また、原価が公正価値を示していないと考えられる指標も例示されている。

10 発効日及び経過措置

IFRS第9号は、2013年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。

遡及適用を原則とするが、経過措置が置かれている。その主なものを示すと、次のとおりである。なお、

IFRS第9号は、これを初度適用(initial application)するとき、既に認識の中止となっている金融資産には適用されない。

(a) 初度適用日とは、次のものを指す。

- ・ 2011年1月1日前に初めてIFRSを適用する企業にとっては、IFRS第9号の公表日から2010年12月31日までの間のいずれの日。
- ・ 2011年1月1日以降に初度適用する企業にとっては、IFRS第9号を採用する最初の報告期間の期首日。

(b) 初度適用日の状況で償却原価区分の適用要件を満たすかどうかを判断し、その結論に基づいて遡及適用する。同じ取扱いが、公正価値オプション(会計上のミスマッチの解消に該当するかどうか)及びOCI区分の選択(持分金融商品がトレーディング目的で保有されているかどうか)に対しても適用される。

(c) 2012年1月1日前に初度適用する企業は、初度適用年度前の報告年度の財務諸表を修正再表示する必要はない(修正再表示することもできる)。修正再表示をしない場合には、初度適用日を含む報告年度の期首における従来の簿価と新しい簿価の差額を、期首の未処分剰余金で認識しなければならない。

(d) 中間財務諸表を作成している場合には、もし実行不能であれば、初度適用日前の中間期にはIFRS第9号を適用する必要はない。

〈注〉

i IASBは、G20の要請に基づき、

次の3段階に分け、2009年から2010年下半期までにIAS第39号(金融商品:認識及び測定)の改訂を目指している。

- ① 分類及び測定の見直し:2009年11月にIFRS第9号(金融商品)を公表(2009年12月に終了する事業年度から早期適用ができる)。
- ② 減損会計(発生損失モデル、予想損失モデル及び公正価値モデルのいずれを採用するか)の見直し:2009年11月に予想損失モデルへの変更を提案する公開草案「金融商品:償却原価及び減損」が公表された(2010年第4四半期での基準化)。
- ③ ヘッジ会計の見直し:2010年第1四半期での公開草案の公表を予定。公正価値ヘッジ会計をやめ、キャッシュ・フローヘッジ会計の手法(ヘッジ対象の損益が損益計算書に影響を与える時までヘッジ手段の損益をOCIで繰り延べる方法)をすべてのヘッジ会計に適用する方向で検討することが合意された(この手法は、日本のヘッジ会計と類似している)。2010年第1四半期での公開草案、2010年下半期での基準化を目指す。

ii このような決定が行われたのは、償却原価以外で測定されているが、契約金利ベースで管理するビジネス・モデルで管理されているすべての金融負債の測定に適用することが、暫定的に合意された「信用スプレッド凍結測定法(frozen credit spread measurement method)」について、さらに検討を要すると判断されたからである。なお、「信用スプレッド凍結測定法」とは、金融負債の公正価値による

測定に当たり、信用スプレッドについては、当初認識時の信用スプレッドをその後の測定(再測定)でも用いるが、それ以外の要素は再測定時点で見直すという方法である。

iii 満期保有投資区分に関しては、その区分で保有されている金融資産のうち、僅少とはいえない金額を満期前に売却又は区分変更した場合には、満期保有投資という区分自体をその後2年間使用することができないという罰則規定(tainting rule)がある。しかし、IFRS第9号の償却原価区分には、このような厳格な罰則規定はない。例えば、償却原価区分に含まれる金融資産を、契約キャッシュ・フローの回収目的で保有することをやめたために他の区分に振り替えたり、予想デュレーションの変動を反映するために保有債券を売却することが許容されている。しかし、売買が「頻繁ではない」といえない程度に行われる場合には、そのような売却が、契約キャッシュ・フローの回収というビジネス・モデルの目的と合致するかどうかについて、検討する必要が生じるとされている。

	教材コード	J 0 2 0 5 6 1
	研修コード	2 1 0 3 0 9
	履修単位	1単位